

大久保の施設再生計画と今後の社会教育体制の樹立
文化振興計画作成に向けての考察

大久保の施設再生計画が着々と進捗しています。

当該事業において最も評価される点は行政の公会計改革に基づく事業の見える化と資産の効率的な利活用、そして教育投資(社会教育)にあります。

事業推進計画には、図書館や公民館、いわゆる社会教育法において推進すべき社会教育事業については、教育委員会(行政)において、

また、施設再生により統合化した施設の管理・運営サービスについては、当該事業を推進する SPC への委託化とのことです。

そして、徐々に事業の全貌、進捗状況が明らかになってきました。

施設再生工事は、本年 10 月に終了し、諸施設の新たなサービスがスタートします。

しかしながら、本来の社会教育の振興・発展の使命を担った社会教育施設である図書館・公民館について、教育委員会(行政)の対応が十分に見えてきません。

議会において、それらしい質問が出るのですが、殆どの説明論理は、施設再生、統合の説明ばかりで、施設提供サービスの「貸出しシステム」の導入、説明までです。

これら施設統合によって期待される住民の生涯学習成果については、教育委員会(行政)の執行、支援に期待することのようです。

本来、社会教育施設(図書館・公民館等)は、地方自治体の教育政策の実現の場所(施設)、機会であり、教育事業(計画・実践)あつての施設であり、その効果的な有効活用であります。

それで、せっかく施設がリニューアル・増床、移転新築されたにもかかわらず、今後の社会教育の展望も含め、教育政策として、十分に教育委員会(行政)はこれからのこと、展望を語るべきなのではないか？(社会教育計画・事業は、どうなっているのか、**事業体制など、運営基準に基づく社会教育施設としての認可、変更報告手続き等**)がどうなっているのか？

昨年、公民館事業については、諮問機関である「公民館運営審議会」から「これからの公民館のあり方」について、

「大久保公民館は、他の地区館の統合館としての役割をはたす。専任職員の配備と職員研修を通じ、事業の向上を果たされたい」、との答申を受けています。

一方、図書館においては、施設の増床、リニューアルについて、社会教育委員会にて協議・報告するとのこと、今後の事業運営については、ほとんど語られておりません。

教育委員会としても昭和 30 年代から推進してきた「習志野の社会教育」の新たな転機、発展、活動の向上 への機会として捉え、施設整備ばかりでなく、本来担うべく**社会教育事**

業の課題・方法・展望を十分に語っていただきたいです。

以下、習志野の社会教育活動の経過をダイジェストしました。

活動を総括するための背景、事業経過として、

(社会教育行政を総括する背景・経過)

S21 年 文部次官通牒 寺中構想 →戦後復興、青空公民館活動

S22 年 教育基本法の制定(学校教育・社会教育、教育行政法)

S25 年 社会教育法の制定(公民館、図書館、博物館法と言われる)→

福祉・教育・文化の陶冶

→消防団、青年団、婦人会、隣保会→生活改善運動

S35 年 社会教育法の一部改正(施設整備補助金制度)

↓ 本市の状況、

当初の社会教育行政樹立期は、←県の指導を受け、文化財調査・出前講座、初代課長は県から招聘、事務体制の整備、本格的な社会教育施設として菊田公民館整備の準備へ

↓

S46 年、急激な社会状況の変化に対応する、コミュニティの形成云々。(46 答申)→施設社会教育主義(社会教育施設整備へ(公民館・図書館、博物館等の整備施策の推進)→菊田公民館を設置→学級・講座活動を推進→(本市の経過へ)

↓

S56 年の「社会教育について」の答申→社会教育の役割りとして、家庭教育、学校教育、社会教育等の「学社連携、生涯教育化の体制づくり」へ

↓

H4 生涯学習振興法、建議→生涯学習によるまちづくり推進→地域学習圏事業の推進・市民カレッジを設置

↓

1998 年 非営利事業・NPO 法の整備→非営利活動の法的整備、社会教育関係団体の活動の充実化へ

↓

公益法人法改正 H16、20 年施行→あらゆる団体・組織の自立化促進→法人化へ→社会教育関係団体の自立化の促進

↓

(地方自治体の課題としては)

地方自治行政の樹立→地方分権→公共経営→民間協働→

行政改革推進 → NPM 推進 → 財政健全化 → 公会計改革推進 →、検査・監査・評価の推進へ。

(現時点における本市における施策対応)については、

→公共施設再生計画→社会教育法に基づく施設事業→教育委員会(行政)による事業実施と
→施設統合等管理業務→民間委託化を区分けし、

→大久保施設再生事業化(PFI 事業)→SPC 委託(市・業者・利用者団体による運営協議会設置)と

→大久保公民館の改築に伴い新たな社会教育体制の樹立へ

↓

そして、今回の「文化振興計画」は、社会教育法に基づき築き上げてきた本市の社会教育の振興・事業の持続・発展へつなげ → 文化振興計画によるまちづくりを推進するものとし、→ まちづくりの活性化、地元産業振興、観光振興への反映、効果を期待するものとする。

(習志野市の社会教育行政(事業の経過)から

先の状況の経過を背景に、

→ 習志野の社会教育体制・経過は、つぎのとおりです。

S30 年代 ~ 社会教育行政の樹立をめざした

藤崎・八剣台地(鷺沼 1~2 丁目菊田川沿い)の遺跡調査から→文化財行政の樹立へ(学芸員専任の確保)

そして、40 年代、地域集会所、市民会館を拠点に「出前講座と社会教育専門職員」による社会教育体制づくりをスターとさせた。

S45 の習志野のまちづくりの目標として「文教住宅都市憲章を制定」し、

社会教育の事業戦略として「社会教育施設整備計画」を策定。→公民館、図書館、博物館の施設計画を作成。「社会教育委員会」を設置し、最初に 菊田公民館を誘致・設置、学級・講座事業を展開した。

長期計画整備方針：中学校区をエリア(法に準拠)とした地区館構想を表明し、

公民館整備計画は、菊田公民館→大久保公民館(←市民会館)→屋敷公民館→実花公民館→袖ヶ浦公民館→谷津公民館→新習志野公民館 を整備。

図書館は、大久保分室、菊田・袖ヶ浦分館、移動図書館ネット→本館大久保図書館

→東習志野図書館→谷津図書館→新習志野図書館→藤崎図書館 を整備

博物館は、藤崎堀込め貝塚・鷺沼古墳等の遺物・考古資料等の市民会館常設展示→漁具・

農機具等民具の谷津幼倉庫→資料等の教育センター展示→菊田神社 付近構想、城址公園構想、教育委員会分室に資料室、保管庫設置など

(昭和～平成へ)

さらに、これらを主な計画としながら、長期計画(目標)として市域を 4 地域(西部、中央、東部、埋立地)に区分し、地域文化圏構想を描いていた。

この間、S53 年には、習志野の文化の殿堂、シンボルとして「習志野文化ホール」、4 つ のコミセン、地区保健ヘルス・2 つの福祉センター、などの整備をしてきた

昭和年代末には、ほゞ地区計画を達成→地域圏構想へ移行しつつあった

そして、平成 10 年代～、

↓

社会経済の不況化の状況に至り、長期・基本計画が見直され、行政改革時代へ、

↓

現代的に 40 年の経過とともに公共諸施設の老朽化が進んできている。

→**財政健全化戦略**として、「行政改革」→「公会計改革」→「公共施設再生プロジェクトの推進」←施設の統・廃合(施策の集中と選択)

→大久保施設再生統合計画→PFI 事業→三者協議会(市・業者・利用者団体)

(内容)

既施設のリノベーションとして

図書館増床

市民会館、公民館の移転改築

公共諸施設の管理・運営の統合化

→社会教育法に基づく社会教育施設(図書館・公民館)は本来業務(社会教育事業)の樹立化と管理業務部分の民間委託化を検討した、

(社会教育事業の点検)

「社会教育施設」

大久保公民館

・地区館の統合館としての役割、機能 ← H30 公民館運営審議会答申
事業活動(会議、講座、講演、イベント等)の調整、指導事務
専任職員の配備・職員研修の推進 ・

各施設の運営管理業務の委託→SPC

・施設等予約・貸出システムの導入、料金収納システムの開発

大久保図書館

→貸出業務の委託と本来業務(蔵書計画、資料アーカイブス、読書推進、調査・レファレンス)、地区館事業の指導調整

「他の公共施設」

市民会館

→管理運営を委託

勤労会館、野球場、パークゴルフ場

→管理運営委託

(今後の社会教育事業、公民館の運営・活動について)

「今後の公民館の運営・活動について」は、公民館運営審議会に諮問し、答申として、「今後の大久保公民館は、他の地区館の統括的な役割を果たし、各館の事業計画・運営、そして事業活動にたずさわる「専門職員の配置・研修」「活動・運営のリテラシー・スキル」向上が、重要課題となる」、との答申を得ている。

さらに、(公民館事業の方法の改善策)として

→**学級・講座・講演事業**→公民館で→地域文化育成(歴史・文化・芸術、家庭教育等)、サークル育成など

→**地域集会・イベント事業** →公民館 で→地域コミュニティ形成の支援、地域団体への支援 など

→**地区学習圏会議事業** →公民館 で→地域の人材育成、支援

→**市民カレッジ事業** →行政(会場確保・学習内容・運営改善)で→法人化→リカレント教育・人材育成

→**社会教育関係団体の支援事業**(サークル・団体活動支援、運営指導→法人化)→行政、公民館 で→ 個人・法人格形成、支援

→**リカレント教育の推進** (教育機関・大学との連携) →環境教育・AI・ITC 等、学習領域の拡充へ

(図書館の改善)

→図書貸出(システム業務)→民間委託 →資料・蔵書整備→郷土資料館との連携→全国博物館ネット →読書活動推進←お話し会・学校 →本来業務(アーカイブス、調査、レファレンス)体制の樹立へ←県・国、図書館ネットワーク

博物館計画(歴史資料館)

計画は頓挫→郷土資料館構想の樹立へ(市史編纂・民俗史料調査)→全国歴史資料等ネット

ワーク

(今後の課題の抽出と文化振興計画づくりへ)

習志野の社会教育発展への戦略として
文化振興計画推進について述べてみました。

大久保の施設再生計画が十分な内実(社会教育の推進)が伴って始めて
まちづくりの成果を得るのではないか
文教住宅都市憲章→教育基本計画(教育行政)→社会教育の樹立・発展は、
習志野のまちづくりの重要な政策・施策であります。
当然ながら、データ情報のエビデンスを推進した政策提案することが必要です。
即ち、地方自治体では、「**統一的な基準により整備した地方会計に係る財務書類等の活用方
策**」が検討されなければなりません
社会教育事業に関するセグメント情報を抽出し、財務諸表化し、改めて社会教育の目的を
検証し、これからの社会教育への展望を探り、即ち、文化振興計画として、新たな事業計
画を調製する、ということになりましょう。

このように各事業分野でデータを基にした業務の改善が図られる中、さらに、検査・監査・
評価対象の事業の改善に結び付ける必要があります。
公会計の検査・監査・評価に携わる諸機関もスキル向上を図ることが重要になります。

大久保の施設再生計画を今後の習志野の社会教育の発展→文化振興計画推進へとつなげて
いく作業を続けていただきたいと思います。
習志野の社会教育施策情報のあらたな共有を図っていただきたいと思います。
文化振興計画については、公民館現場においてどのような実践が提案できるか、公民館の
重要な課題であります。社会教育のリテラシー、スキルを伴う職員の配置、研修を進める
べきでしょう。

(諸作業の概念図まとめ)

公会計改革作業→財務書類のマクロ分析・評価として「公共施設再生計画」



「大久保地区施設再生計画」

既存施設の管理運営の統合→委託化

廃止

事業資産の効果的、効率的な活用・成果を期待し

今後の事業戦略として、

管理・運営の民間委託化へ

社会教育施設の公民館・図書館による社会教育振興事業への投資を図る。



公会計セグメント分析（財務書類のミクロ分析・評価対応）

→社会教育の課題である「文化振興計画」の推進を考慮・研究のため。

財務書類（会計データ）

「社会教育事業」の財務情報の抽出→財務諸表化→分析・評価→（法令遵守）



いわゆる管理会計的に調製→目標・将来計画として展望する



エビデンス情報のチェックを通じ事業点検→再編ローリング



「政策推進」へ

何事であれまっとうな議論を行おうとすれば「数字・ファクト・ロジックで」「エピソードではなくエビデンスで」語らなければならないことは常識である。

習志野文化ホールの再建について

1970年代 文化コミュニティーの拠点として全国的にホール建設が流行った。

本市における文化ホールは他市と異なり、JR津田沼駅南口都市開発(計画道路、駅広、都市公園整備と商業棟・業務棟、そして本市の表玄関、音楽文化の殿堂、シンボルとしての文化ホールが昭和53年に設置された。

設置主体を財団法人とし、日本開発銀行の融資、民間出資金、市の助成金によって「習志野文化ホール」を設置した。事業運営は市の補助金等である。

すでにホール資産の償還費は完済し、ホール資産は市に移管され、市の直営となったが、平成27年から公益法人習志野文化ホールに業務を指定管理委託し、運営が行われている。

この間のホールの老朽化に伴い、
文化ホールの再築・JR 津田沼の再開発に伴い、新たな構想が検討されている。
現在、都市計画、再開発手法により計画理念の再構成、手法が検討され、再開発の諸施設の議論は、資産の信託受益権を所有する野村不動産と調整される予定ですが、前面には出てきていない。

今後の再築に際し

まず、文化ホールの資産評価を行い、権利関係を清算し、どのような手法により再計画を構築するかが重要である。

野村不動産との検討会議を設ける中、公共の音楽ホールとしての従来使命から、規模・機能・サービス施設を構想し、

新しい文化ホールの資金計画・運営マネジメントを検討の上

建設財務の検討→PFI 事業・

民間メセナ事業

ソーシャルファンディング方式等、

としての協定・調整を図ることが重要である。

この事業は、本市の財務状況に多大な影響を及ぼすとともに、組織内部の統制を加味し、事業の検査、監査、評価を果たすなか、
新たな官・民連携事業の提案にもなる。
できるだけ公費負担の軽減を検討する。